

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年9月10日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 八戸水産事務所
- （2）住 所 青森県八戸市大字河原木字北沼1-131

2 水路測量を実施する区域及び期間

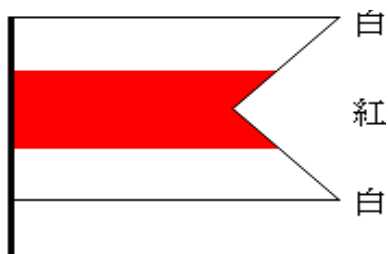
- （1）区 域 八戸漁港鮫地区（付図のとおり）
- （2）期 間 令和7年9月22日から
令和7年9月30日（内1日）

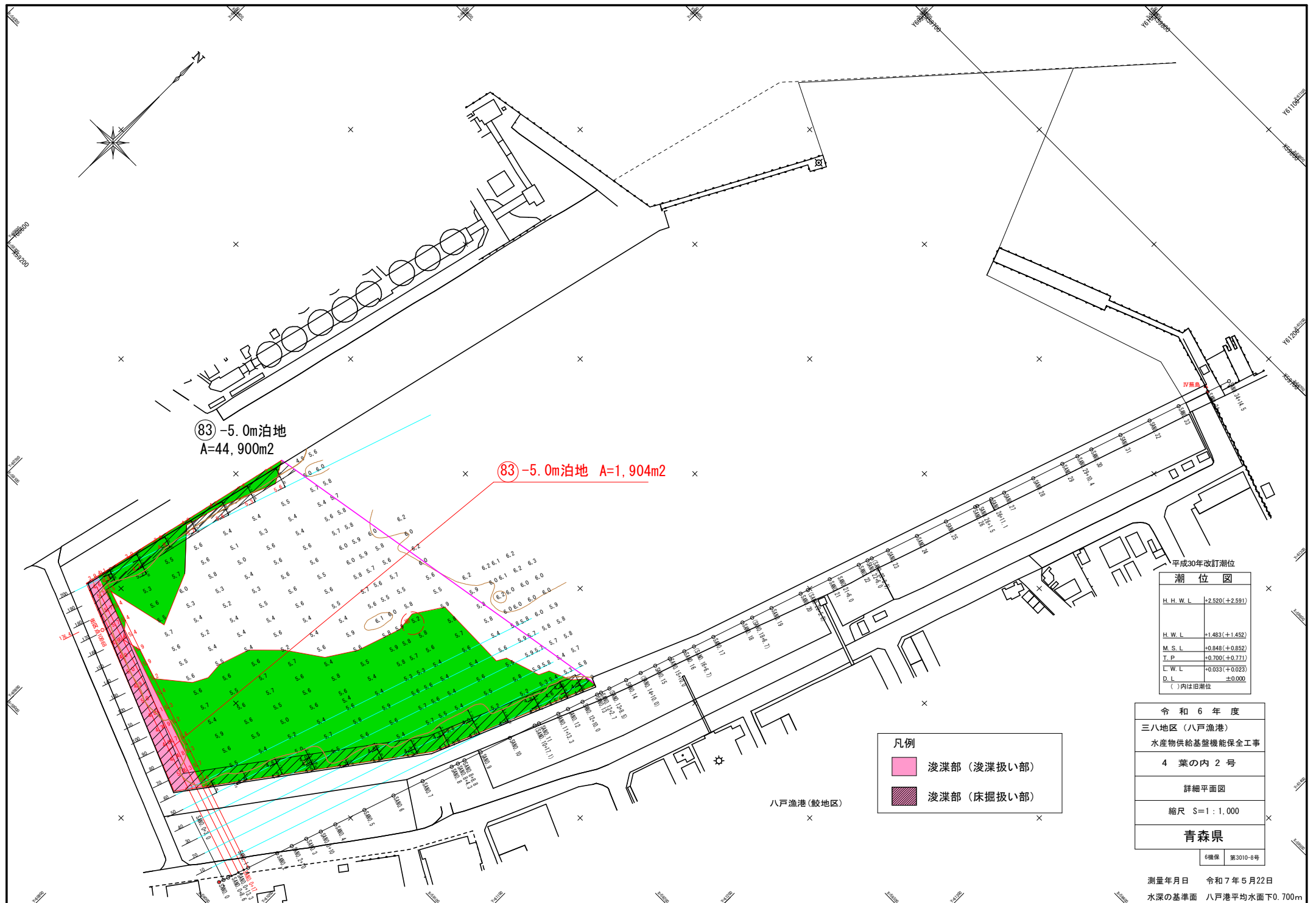
3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚





83) -5.0m泊地
A=44,900m²

83) -5.0m泊地 A=1,904m²

凡例

浚渫部 (浚渫扱い部)

浚渫部 (床掘扱い部)

平成30年改訂潮位

潮 位 図	
H. H. W. L.	+2.520(+2.581)
H. W. L.	+1.483(+1.452)
M. S. L.	+0.848(+0.852)
T. P.	+0.700(+0.771)
L. W. L.	+0.033(+0.023)
D. L.	±0.000
()内は旧潮位	

令 和 6 年 度
三八地区 (八戸漁港)
水産物供給基盤機能保全工事
4 葉の内 2 号
詳細平面図
縮尺 S=1:1,000
青森県
6機保 第3010-8号

測量年月日 令和 7 年 5 月 22 日
水深の基準面 八戸港平均水面下 0.700m